

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

## 原子力損害賠償に係る要望書

令和3年11月1日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年7か月が経過しました。当町においてはこれまで、大川原地区での役場新庁舎開庁、災害公営住宅の入居、商業施設や交流施設などが開所するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、今なお、避難を強いられている状況が継続しております。令和4年春に、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域の解除を予定しておりますが、それでもなお、面積にして約51パーセントの、人口にして約37パーセントの町民が生活していた町土が帰還困難区域のままとなっております。また、例え解除となったとしても、安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、ようやく避難指示の全面解除に向けた議論が始まりましたが、帰還を望む方で震災から最長約20年近く時間を要する方もいることが示されたとも言えます。

多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を今なお被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深化し多様化しております。

このため、当町では、町民の負担を緩和するよう、指針の見直しを要望してまいりましたが、平成 25 年 12 月 26 日に中間指針第四次追補が発出されて以降、約 8 年間指針の見直しはほぼなされておられません。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、下記 4 点について、審議し指針に示すなどの対応を、強く要望いたします。

## 記

### 1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

令和4年春に特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたとしても、今後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

しかし、令和2年9月に開催された審査会においては指針の見直しに慎重な見解が示され、審査会として、時間の経過とともに変化する被害者の実情を把握した上で、審査・検証が行われているとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合は、その個別の事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に示すこと。

### 2. 商工業者や農林業者等の営業損害及び就労不能損害に係

### る審議と指針への明示について

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害及び就労不能損害については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」とされていることを踏まえ、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況や避難指示解除後の営業や就労が困難な状況を鑑み、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、個別の状況に応じた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

更に、一律に終期を定めることなく、指針の本旨を尊重した賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に強く申し入れること。

### 3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例及び裁判の

## 判例の反映について

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

また、裁判によって様々なケースの判決が下されていることから、裁判の結果を十分に考慮し被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

なお、共通する事例及び類似事例を、わかりやすく公表すること。

## 4. 新たな風評被害への賠償について

本年4月、政府によりALPS処理水の処分に関する基本方針が決定され、新たな風評被害が生じることも懸念される。また、本年8月には、政府により福島第一原発敷地内で保管する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたところである。

国や東京電力においては、新たな風評を生じさせないという強い決意の下、万全な風評対策を講じることはもちろんであるが、なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、審査会として東京電力ホールディングス株式会社に強く申し入れること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 生活支援課 課長 福原卓

電話：0240-23-7444

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717